

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 案件の名称

プロパンガス調達

(2) 案件の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札に当たっては、入札説明書別添プロパンガス仕様書（以下「仕様書」という。）の 1 に示す 1 立法メートル当たりの単価（税抜）に予定数量を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第 4 号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）に実績数量を乗じて得た金額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価欄に記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定数量は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類のプロパンに登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取工業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び調達の仕様に関する担当部局

〒689-1103 鳥取県鳥取市生山 111 番地

鳥取県立鳥取工業高等学校

電話 0857-51-8011

電子メール toriko-h@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月20日(木)から令和7年3月4日(火)までの間にインターネットのとりネット鳥取県立鳥取工業高等学校ホームページ(<https://www.torikyo.ed.jp/toriko-h/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月20日(木)から令和7年3月4日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月19日(水) 午後2時 即時開札。

イ 場所

〒689-1103 鳥取県鳥取市生山111番地

鳥取県立鳥取工業高等学校

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入押印し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年3月5日(水)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の単価(税抜)に仕様書の1に示す予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を

決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。